

旅行命令等の権限の委任等に関する訓令を次のように定める。

平成7年11月13日

三重県警察本部長 河尻 融

旅行命令等の権限の委任等に関する訓令

改正 平8県本部訓令第17号、平13第10号、平21第17号、令3第3号、第6号
(趣旨)

第1条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和39年内閣府令第11号）第4条第2項及び第4項の規定に基づき、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の権限の委任及びその職務の代理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令権者)

第2条 警察本部長は、次の表の委任を受けた者欄に掲げる職員（以下「旅行命令権者」という。）に、同表旅行命令を受ける職員欄に掲げる職員に対する旅行命令等の権限を委任する。

委任を受けた者	旅行命令を受ける職員
部長	部長を除く部内の所属長以上の職員（交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、運転免許管理課長、運転免許試験課長、機動隊長及び警察学校長を除く。）
課長（運転免許管理課長及び運転免許試験課長を除く。）	課長を除く課員
自動車警ら隊長	隊長を除く隊員
機動捜査隊長	隊長を除く隊員
科学捜査研究所長	所長を除く所員
交通機動隊長 高速道路交通警察隊長	隊長以下隊員
運転免許管理課長 運転免許試験課長	課長以下職員
機動隊長	隊長以下隊員
警察学校長	校長以下職員及び学生

警察署長	署長以下署員
------	--------

(代理)

第3条 前条に規定する旅行命令権者は、事故のためその職務を行うことができない場合には、同条表中右欄に掲げる職員の中から、その職務を代理する者を指定することができる。

この場合、旅行命令権者は、別記様式により警務部会計課長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成7年11月13日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則〔平成8年11月15日三重県警察本部訓令第17号〕

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の旅行命令等の権限の委任等に関する訓令の規定は、平成8年11月1日から適用する。

附 則〔平成13年3月30日三重県警察本部訓令第10号〕

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平成21年11月18日三重県警察本部訓令第17号〕

この訓令は、平成22年1月18日から施行する。

附 則〔令和3年2月25日三重県警察本部訓令第3号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和3年3月29日三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

(別記様式省略)